

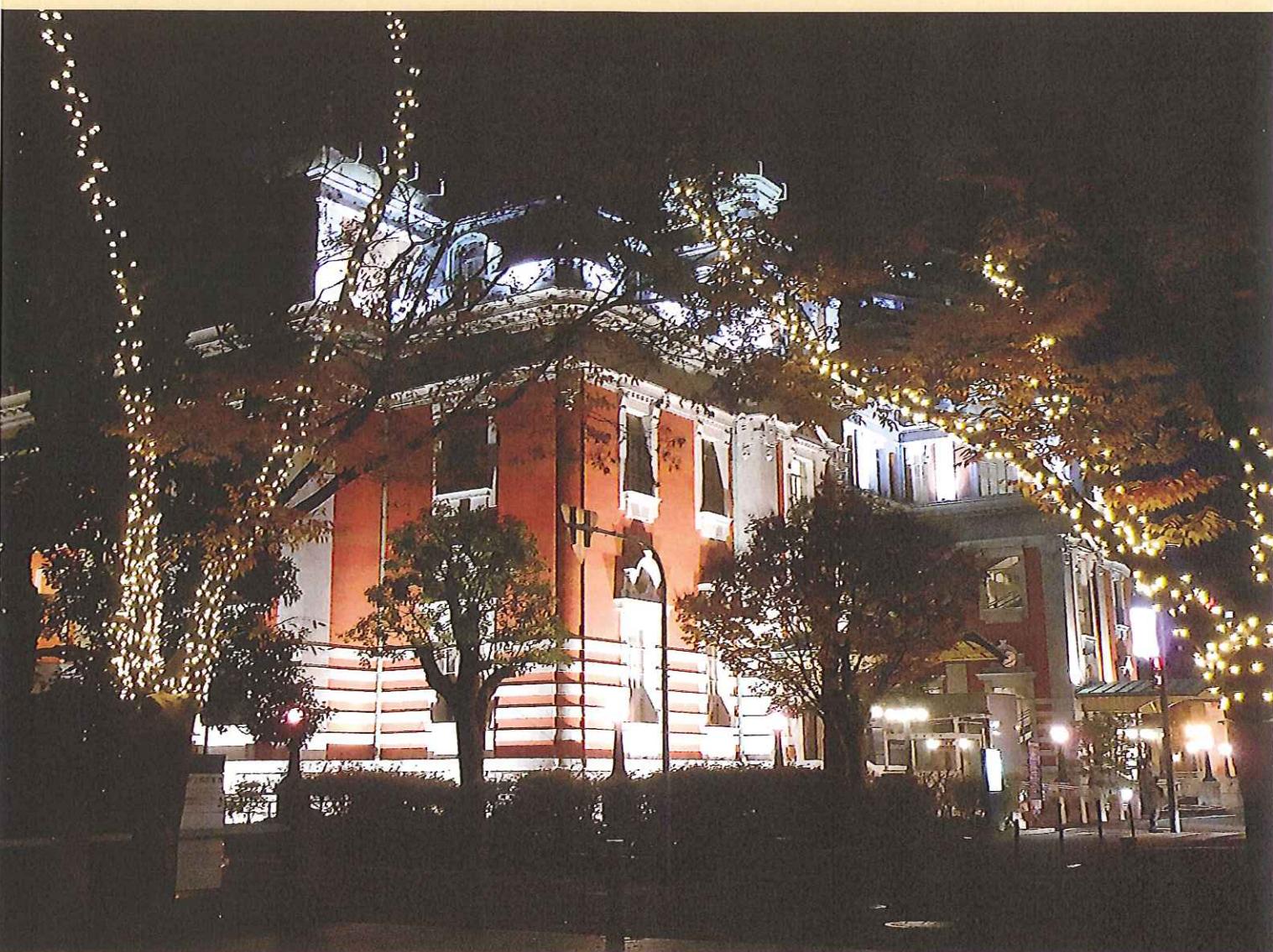
中之島シティ法律事務所 事務所報

# N C L a w L e t t e r

第 6 号

vol.6

January. 2014



卷頭言.....	2
事務所退職と独立のご挨拶.....	3
新人弁護士 自己紹介 .....	3
近況雑感と APAA 参加報告 .....	4
帰国のご挨拶.....	6
出版案内.....	8



謹んで新春のご祝詞を申し上げます。  
旧年中は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

昨年のわが国経済は、新政権によるアベノミクスに対する期待感あるいは効果等により円高是正・株高基調で推移しました。東証1部上場企業の昨秋発表された予想最終利益も上昇し、経常利益もリーマン・ショック前以来の高水準だといわれております。ただ、これはあくまで大企業を中心としたもので、中堅、中小企業ではまだまだ厳しい状況下にあり、社員の方々への還元も未だ十分なものとは決して言えません。

また、残念なことに昨年も相変わらず企業不祥事が多発した1年でした。消費者を欺く食品偽造問題、メガバンクによる反社会的勢力への融資問題、厚生年金基金の事務局長による巨額な横領事件等々、コンプライアンスについての意識の低さや内部統制の欠如が露呈した事案が多く見られ、コンプライアンス経営、内部統制の充実はやはり永遠の課題だと再認識させられました。

一方、明るい出来事としては、東北楽天ゴールデンイーグルスの優勝と2020年東京オリンピック・パラリンピック開催の決定ではないでしょうか。楽天の優勝は、特に楽天ファンでない方も、震災復興が進まない東北の方々に勇気と希望を与えたと喜ばれ、被災地出身のパラリンピック選手によるプレゼンは全世界の人々に感動を与えたのではないでしょうか。

さて、今年は消費増税の年です。少し明るさが見えてきた経済にどのような影響を与えるのか、消費は冷え込まないのか、心配な面も否定し切れません。また昨年秋の臨時国会で成立が見込まれていた会社法改正が、今年1月招集の通常国会で成立する予定です。

今回の会社法改正では、上場企業における社外取締役の義務化の問題、監査等委員会制度の導入、多重代表訴訟制度の新設等々多くの論点について検討されてきました。なかでも一番話題になったのは社外取締役の義務化ではないでしょうか。最終的には義務化は見送られることになりそうですが、法案の付則には改正法施行から2年後に再検討し、必要なときは「社外取締役を置くことの義務付けなど所要の措置を講ずる」と明記されるようです。日本取締役協会の調査によると、東証1部の上場企業では、既に62.2%の企業で社外取締役を、46.7%の企業が独立取締役をそれぞれ選任しているとのことです。また今年の定時株主総会から社外取締役を選任しない上場企業に説明義務を課せられことになり、未だ選任していない企業の方針が問われるところであります。

当事務所では、上海に留学していた藤井弁護士が戻ってきました。上海での経験を生かして皆様方のお役に立てるよう期待しておりますし、他の弁護士一同、それぞれ年始に立てた目標に向かって邁進していきます。

今年もどうぞご指導ご鞭撻下さるようお願いいたします。

## 事務所退職と独立のご挨拶



弁護士  
井上周一

新春の候、ますます繁栄のこととお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、私は平成15年10月に大阪弁護士会に登録を行い、中之島シティ法律事務所（当時の三山峻司法律事務所）へ入所し、その後10年以上にわたり執務をして参りましたが、この度、事務所を退職し独立をさせて頂くこととなりました。

これまで、依頼者の皆様からは、業務においては技術などの専門知識を丁寧にご教示頂いたり、また期待されていた結果が得られなかったような場合にも感謝のお言葉をかけて頂いたりしましたことを心よりお礼申し上げます。皆様からの叱咤激励のお陰で私もこれまで続けることができたと痛感しております。また業務外ではお食事に誘って頂くなど親交を深めて頂いたり、会社や工場へお招きを頂いたり、いつも気にかけて頂きましたことを感謝しております。どれも楽しいよい思い出となっております。

## 新人弁護士自己紹介



弁護士  
清原直己

私は、京都大学工学部に進学し、電気電子工学に関わる半導体や電気回路といったことを学んできました。そして、卒業論文を書くために、無線通信の電波の伝送路を推定する研究をしました。研究の難しさ、結果を求めるためのあきらめない姿勢ということを学ぶことができました。研究者、開発者の方の苦労の一端を垣間見ることができたと思います。

そして、技術に関する法律、特許法という存在を知り、私は知的財産法という分野に興味を抱き京都大学法科大学院未修者コースに進学しました。工学部において、自然科学に接していた私にとっては、法律学という社会科学の分野はとても新鮮でした。特に民事系の法分野は、身近な生活上法律問題から企業の経済活動に関する法律問題まで、非常に興味深かったです。また、知的財産法分野に関して、青色発光ダイオードの事件を学部生のときに興味をもったせいか、どこと

また、三山先生とともに、多数の特許権侵害訴訟などの知的財産に関わる事件に携わることができ、三山先生の事件に向き合う真剣な姿勢、緻密な検討、依頼者への丁寧な対応など、弁護士としての有るべき姿を間近で経験しながら執務をさせて頂けました。そして、事務所が合併した後には阪口先生や湯浅先生にも、先生方の専門分野についていろいろな相談に応じて頂き、貴重なご意見をうかがうことができました。これまで一緒に同じ事務所で執務をさせて頂けたことは、私の貴重な財産だと思っております。

そして、依頼者の皆様のためにまだ十分に役立てないまま、また事務所の他の先生方には何の恩返しもできないまま、事務所を退所することには大変心苦しい思いがありますが、今後も身を引き締めてこれまでのご恩を少しでもお返しすることができるよう職務に邁進する所存でございます。

今後ともよろしくご厚情賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、平成26年1月から新しい事務所で執務を開始させて頂いております。お近くにお越しの際は是非お立ち寄り下さい。

なく研究者・開発者の権利という意識が強かったのですが、法科大学院において知的財産法分野を勉強したこと、企業の利益という視点を落としていることを痛感し、とても勉強になりました。そして、企業の経済活動の一環として知的財産法が存在することから、企業に関する法律業務分野にも精通したいという思いが強くなりました。他方で、法科大学院に進学したことから、友人達から相談を受けるようになりました。そのため、私は、ジェネラリストかつスペシャリストという法曹を目指しております。

この度、私は、一年間の司法修習を終え、当事務所において、弁護士としての第一歩を踏み出すことになりました。当事務所においては、様々な業務に意欲的に取り組み、理想の法曹と近づけるように研鑽して参りたいと思っております。依頼者の方のニーズに応え、質の高いサービスを提供できるように、努力して参りたいと存じます。早く一人前となるように、執務に励んでいきますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



# 近況雑感と APAA参加報告

弁護士・弁理士 三山峻司

1 外に向かってのグローバル化は、内なる面では私どもにアイデンティティへの回帰を否応なしに促します。法分野や法曹界も例外ではありません。その潮流の只中にあります。

ドッグイヤーで進行する事態と飛ぶように過ぎ去る時間の中で、何とか吹き飛ばされないようにとあらがうような感覚で過ごす最近です。

2 10月18日から21日まで、ベトナム（ハノイ）で開催されたAPAA（Asian Patent Attorneys Association アジア弁理士会）の第62回 Council Meetingに参加しました。韓国（チェジュ）・フィリピン（マカタイ）・タイ（チェンマイ）に引き続いでの参加です。



午後のワークショップ

共産党政権下のドイモイ政策でハノイにも外国企業が押し寄せ、道路を縦横無尽に疾走するモスキートの如く群れなすバイク（ほとんど日本製）の人々に酔った感じに襲われました。生き馬の目を抜く競争の

場が形成されつつあり、「資本主義の行きつくところはどこか」「民主主義の後に生き残るのは」という書籍のタイトルやフレーズを想起させられました。



グエンチータン通り

日程前半は、模倣品対策（Anti-Counterfeiting）・著作権・意匠・特許・商標・新しいIP（Emerging IP Rights）の6つの常設委員会（Committee）のうち著作権と新しいIPの委員会に重点的に参加しました。

委員会の午前は参加各国からのレポートで、午後から意見交換となります。著作権委員会ではデジタルコンテンツの国際的な消尽に関し各国がどのような取り扱い事情にあるか意見交換され、特に日本チームの日本の法的処理と同じアプローチが参加各国で可能かという点に各国の意見の違いが興味を惹きました（日本の立場への支持は多数とは思えませんでした）。

新しいIP委員会では、オーストラリアチームからタバコのプレーンパッケージ規制問題が提起され、この話題に熱心に意見が交わされました。プレーン

パッケージ規制問題とは、健康・公衆衛生上の観点からタバコの消費を抑制する政策的な目的の下にタバコのパッケージに目を惹くような商標・色彩・ロゴを付すことを禁止する規制です。知的財産法との関係では商標や意匠の使用や利用を制限する是非が問われることになります（日本でライトやマイルドの表示が問題となったあれです）。オーストラリアは、プレーンパッケージ法を制定し2012年12月から施行しています。検討に入った国も複数あり、この規制が各国に今後どのような広がりを見せるか興味深いものでした。

日程後半は、「EU Unitary Patent and Unified Patent Court」のワークショップに参加しました。現況の説明が大学教授から要領よく報告された後、賛成と反対の立場の実務家パネリストの見解表明はともに説得的でした。理想を追う制度設計のメリットは理解できますが、欧州各国の状況を踏まえると私は反対説に現実味があると感じました。

3 文化やインフラ面を含め帰国すると日本の良さを本当に痛感します。慌ただしく移動しお腹の調子を整えるのに時間がかかりました。

足下の日本では、年齢や性別・環境は違っても私どもは超高齢化と少子化の併走するトラック上のランナーです。65歳以上の人人が4人に1人という時代です。若者の就職難の状況も続いている。高齢者



ホーチミン廟



旧市街の市場

と若者の両世代の間にいるのが私どもの立ち位置です。前後の世代を意識せざるを得ません。日々生起する複雑な法問題、法曹の一体感の希薄化、震災や原発被害に対して何を専門家はなしえるかなど足が地につかない状況が身近に展開しています。法律実務に携わる者が、これまで以上に自覚し、工夫し、独力で、あるいは手を取って、この事態に対処しなければなりません。

「形質は草露の如く運命は電光に似た」一人一人の存在ですが、同じ時代と場所に一瞬を共有しています。このような状況を感じれば感じるほど、一生懸命に今ある務めに各人が打ち込むことこそ大切と思います。法律家である前に一人の生身のはかない人間としてどうあるべきかを見つめざるを得ません。



ハロン湾

# 帰国のご挨拶



弁護士  
藤井宣行

## 1 帰国

2012年に開始した中国・上海、及び台湾への留学生活が終了し、2013年12月18日から、事務所での通常業務に復帰いたしました。留学期間中は、皆様にご迷惑をおかけいたしまして、申し訳ございませんでした。以下では、前号までに続き、上海及び台湾での研修生活をご紹介させて頂きます。

## 2 続・上海での研修生活

上海での研修生活の後半は、金杜法律事務所という中国でも最大手の1つの法律事務所で研修を行いました（同事務所は、2013年12月16日付日本経済新聞朝刊「日本企業が評価する外国法律事務所・中国部門」で1位とされていました）。前号でもご紹介ましたが、業務としては、投資に関する案件が多いですが、投資案件以外では、知的財産分野、撤退、独占禁止法及び商業賄賂等に関する案件が比較的多かったように思います。

知的財産に関しては、代表的なものとして、依然として横行する模倣品対策案件があり、証拠の収集、行政との連携、民事訴訟手続、刑事告発等、複数の観点から取り組む必要があります（商標登録や特許出願も法律事務所で取り扱っており、隨時、出願業務も行っています）。また、従業員との職務発明に関する社内規程の新規作成や、従来の規程の修正作業も比較的多いように思います。

撤退については、持分譲渡、清算、破産等の方法があり、各企業の状況やニーズに応じて方法を選択

し、綿密に準備して実行する必要があります。前号では、中国でのストライキをご紹介しましたが、撤退に関しても、労働者対策は非常に重要となります。撤退の理由は、生産拠点の分散や中国マーケットの高度化・競争激化による経営悪化を理由とするもの等がありますが、案件数としては、以前より、多少、増加していると言えると思います。

独占禁止法については、先日、日本のメディアでも報道されました。複数の乳製品メーカーに対する摘発を行い、計100億円を超える制裁金を課しました。中国において、独占禁止法関連の法令が整備され、欧米や日本と同様の運用を行う時期が開始したものと考えられます。

商業賄賂については、日本と異なり、公務員ではない民間人や民間企業に対する利益供与等についても賄賂に該当することがあります。2013年に、医薬品メーカー（グラクソ・スミスクラインの中国現地法人）の商業賄賂事件が摘発され、中国では大きく報道されましたし、日本でも報道されていたかと思います。それまでも、中国における商業賄賂対策の必要性については、実務においても呼ばれていましたが、この事件をきっかけに、より一層、商業賄賂の危険性が認識されるようになったと思います。商業賄賂に関するリスクとしては、主に、過料や違法所得の没収等のほか、レピュテーションリスクが挙げられますが、これらによるダメージは決して小さいとはいはず、社内研修、社内規程の作成、反商業賄賂の契約書への記載等による日常からの対応が必要であると考えられます。

上記では、事務所内での研修において、関与した案件をいくつかご紹介させて頂きましたが、上海交通大学での中日消費者法国際検討会というシンポジウムに講評者として参加させて頂き、講評をする機会を持たせて頂きました。日中の学者、弁護士の議論を聞き、また、講評することにより、実務とは異なる良い体験をすることができました。

## 3 台湾での研修

台湾では、台北の常在法律事務所という事務所で1週間の研修を行いました。1週間という非常に短い期間であったため、台湾法実務面での知識の習得というよりも、台湾におけるネットワークの構築、法律実務の状況の把握を主眼としたものになりました。法律実務では、事務所内の資料等を見たところ、台湾への投資案件、M&A、知的財産紛争等の案件が多いように感じました。

台湾の位置付けとしては、人件費がASEAN諸国よりは高額であるものの、一定の品質は期待できること、及び、地理的状況から、生産拠点の分散化を行う場合の候補の一つと考えられており、継続的に投資が行われているように感じました。また、市場としては、日本よりも小さいものの、日本製品のシェアが相対的に高いということができると思います。

中国大陆の方は台湾を中華人民共和国の一部と捉えており（少なくとも法制度としてはそうなっています。）、地図上も「台湾省」と記載されていますが、私としては、中国大陆と台湾では、少なくとも文化面等において、大きな違いがあるように感

じました。法律や法制度もまったく別の制度が運用されていますし、通貨も文字も違うという制度上の違いもありますが、国民の気質や性格も非常に異なるように感じられました。なにより、台湾の方の親日度は、上海から移動した私にとっては、非常に新鮮というか、驚かされるものがありました。都市部を走行している日本車の多さや、町中にある日本語表記、また、日本人と分かったときの人々の対応からも、台湾の方々の親日度を感じることができました（なお、台湾にもロータリークラブがあり、その例会に参加させて頂いたところ、日本の東北地方の子供達にプレゼントを贈る準備をしていました。）。

## 4 最後に

これまで留学生活についてご紹介させて頂きましたが、留学生活中は、法律実務や語学力の修得等も、当然ながら重要であり、自分なりにスキルアップすることが出来たとは思っていますが、個人的には、それと同じくらい、海外での生活や交流の中で様々な経験を積むことができたことも、非常に有意義かつ貴重な経験であったと思っています。2013年12月18日から日本での業務を開始していますが、今後は、これらの経験で得た知識や経験等を最大限に活かして、留学前よりも有益なサービスを提供していきたいと考えています。今後とも、どうぞよろしくお願い致します。

# 出版案内



## 事例から考える特許法（三山峻司 編集）

平成 25 年 12 月、法学書院より、『事例から考える特許法』が出版されました。

同書は、弁護士 三山峻司、井上周一、木村広行及び松田誠司らが執筆し、『弁理士受験新報』において連載された記事に、大幅に加筆したものです。(他にも、弁理士有近康臣先生(篠田内外国特許事務所)、弁護士・弁理士面谷和範先生(室谷法律事務所)及び弁護士・弁理士永田貴久先生(プログレ法律特許事務所)にご協力頂きました。)。

本書は、「特許を受ける権利、共同発明、職務発明」から「延長登録」、「実用新案」までの 17 章で構成されているため、特許法の重要論点・裁判例を網羅しています。

また、各章は、具体的な事例を念頭に、実務的観点も踏まえた解説と解答例からなっており、特許法を具体的かつ立体的に理解できるように工夫されています。

書籍化にあたり、平成 23 年特許法改正、最新判例にも対応し、「知識を深めよう！」のコーナーを設け、特許法の基礎知識を有する方にも役立つ 1 冊を目指しました。

司法試験受験生や弁理士試験受験生だけでなく、特許法を基礎から学ぼうとする方におすすめです。

## 所属弁護士

弁護士・弁理士 三山 峻司  
弁護士 湯浅 靖  
弁護士 松下 聰  
弁護士 清原 直己

弁護士・公認不正検査士 阪口 誠  
弁護士 木村 広行  
弁護士 松田 誠司  
弁護士 阪口 繁 (相談役)

弁護士 藤井 宣行  
弁護士 安田 幸司

## 中之島シティ法律事務所

〒530-0005  
大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階  
TEL 06-6203-2355 FAX 06-6203-2356  
<http://www.nclaw.jp>  
E-mail info@nclaw.jp

